年金受給者向け定期積金（『年輪』定期積金）

年金受取口座より2ヶ月に一回
自動振替にて積み立てる預金です。

※詳しくは最寄りの窓口でご確認ください。

2019年4月1日現在

商品名	年金受給者向け定期積金『年輪』（ねんりん）
ご利用いただける方	・個人の方のみ。 ①当金庫で年金をお受取り中のお客さま ②裁定請求書や支払金融機関変更届等により、当金庫で年金お受取りをご指定いただいたお客さま ・年金の種類 対象となる年金の種類は、年金と名前の付く振込で受給されている先については全て適用の対象といたします。 ただし、生命保険会社等の年金保険の分割受取金の振込については対象外といたします。
お預入れ期間	2年、3年、4年、5年
お預け入れ	（1）お預入れ方法　：　ご契約時には、現金または普通預金口座からの出金手続きが必要となります。 契約期間内で2ヶ月に1度、普通預金口座より自動振替で掛金を払い込んでいただきます。 ※店頭での現金納付、2回以上のまとめ掛けはできません。 掛込日は隔月1日または15日のいずれかとなります。 （2）お預入れ金額　：　1回あたり　20,000円以上 ※契約期間中の金額変更はできません。 （3）お預入れ単位　：　1,000円単位
払戻（お支払い）方法	満期日（払込が遅れた場合は繰延満期日）以後に一括してお支払いします。
お利息	（1）適用利率　：　固定金利 当初契約時の店頭表示の利率（年利回り）に年0.1%（税引後 年0.079685%）上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 （2）利払方法　：　給付補填金は満期日（払込が遅れた場合は繰延満期日）以後に一括してお支払いします。 （3）計算方法　：　給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	個人の方の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金（分離課税）がかかります。（なお、マル優はご利用できません）。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
付加できる特約事項	-
手数料	手数料はかかりません。
金融サービス提供法に基づく重要事項	（1）中途解約時のお取扱い 満期日前にご解約する場合は、初回払込日からご解約日の前日までの期間について、掛金の総積数と払込期間に応じた次の中途解約利率により計算したお利息を、元金（掛込残高相当額）とともにお支払いします。 1）初回払込日からご解約日までの期間が1年未満の場合 ご解約日における普通預金利率 2）初回払込日からご解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×30%（小数点第4位以下切捨て） （2）預金保険制度 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって1預金者当たり元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座があるときは、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます）。
金利情報の入手方法	https://www.narashin.co.jp/service/kinri/index.html をご確認ください。
その他参考となる事項	お預入れは、現在年金振込をされているお取引店、および年金振込をご指定手続中のお取引店に限ります。 今後新たに当金庫で年金をお受け取りいただける方については、振込予定の当金庫本支店でお取扱いいただけます。 「総合口座」の担保とすることはできません。 払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 または証書記載の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 満期日以後のお利息は、給付契約金（掛込総額に達しない場合は掛込残高相当額）の満期日からご解約日までの期間について、ご解約日における普通預金利率により計算します。

奈良信用金庫
フリーダイヤル 0800-170-6314
受付時間 平日9:00～17:00